

自殺予防に関する調査結果

<ポイント>

(調査結果に基づく通知)

- 平成 10 年以降、自殺者数が 3 万人前後で推移（15 年及び 16 年は交通事故死者数の 4 倍以上）。自殺者数の減少に向けた取組が重要かつ緊急の課題
- この調査は、行政評価局の全国調査網（管区行政評価局・行政評価事務所）を活用して実施
 - ・ 国や地方公共団体等の自殺予防対策の実施状況
 - ・ 自殺予防対策に関する専門家等有識者の意見（「有識者意識調査結果」として、先行して公表（11 月 18 日））
 - ・ 外国における自殺予防対策の概況

等について調査

調査結果を踏まえ、自殺予防対策に関する基本的な行政上の課題及び個別の行政上の課題を明らかにし、関係府省（国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、厚生労働省）に対し、大臣から通知

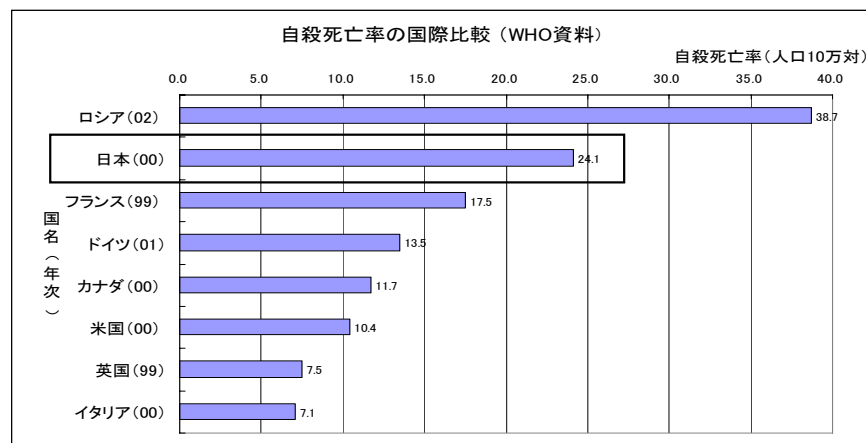
<調査の概要>

1 背景

- 平成10年以降、自殺者数が3万人前後で推移（資料1）
- 平成15年には、過去最高の3万2,109人、交通事故死者数7,702人の4倍以上（資料2）
- 自殺死亡率は世界で10位。G7の中で最高率（資料3）
- 政府としての取組方針や対策の枠組みなし
- 自殺者数の減少に向けた取組が重要かつ緊急の課題

2 調査事項

- ① 現行の国及び地方公共団体等における自殺予防対策の実施状況
- ② 自殺問題に関係する様々な分野の専門家の意見
(⇒「有識者意識調査結果」として先行して公表)
- ③ 外国における先進的な自殺予防対策の概況



●厚生労働省の自殺防止対策有識者懇談会「自殺予防に向けての提言」

(平成14年12月)

- ・ 自殺を取り巻く問題を考慮し、うつ病等対策などの精神医学的観点のみならず、心理学的観点、社会的、文化的、経済的観点等からの多角的な検討と包括的な対策が必要

●「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」(資料4)

(参議院厚生労働委員会 平成17年7月19日)

- ・ 政府の総合的な対策の推進。関係省庁の一体的な体制の確保
- ・ 総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター(仮称)」の設置等により、自殺問題に関する総合的な対策を講ずるべき。

【有識者意識調査結果】(11月18日公表)

43都道府県の182人を対象とし、180人から回答(回収率98.9%)

- 行政機関の自殺予防対策について、取組の強化が必要
- i) 国によるマスメディアを通じた国民向けのキャンペーンの実施、ii) 相談窓口を活用するための情報提供の充実、iii) 民間団体を含む相談体制の充実、iv) 自殺予防の観点からの心の健康に関する教育の実施など様々な対策が求められている。
- 自殺予防対策の推進のためには、i) 自殺の原因・背景について、実態把握が必要、ii) 自殺未遂者や自殺者の遺族等に対する取組が必要

< 1 自殺及び自殺予防対策の現状等 >

【有識者意識調査結果】

- ・ ほとんどの有識者（180人中176人）が、自殺予防対策について、行政機関による取組の強化が必要と回答（180人中176人）
- ・ そのうちの7割以上が、中長期的な方針の下に官民一体となった取組及び地方段階での様々な関係機関・関係団体の連携が必要と回答

現状又は問題点

- 国による自殺予防対策は、各府省がそれぞれの立場で、主に、うつ病や心の健康問題への対策など自殺予防に関連する取組として実施
- 都道府県による自殺者数及び自殺死亡率の把握は区々、自殺予防対策の取組も区々。特段の取組がないところも16都道府県
- 調査した14政令指定都市及び109市町村のほとんどが自殺予防対策の取組なし
- 国及び都道府県の自殺予防対策は、自殺の危険性が低い段階で予防を図るもの（プリベンション）が中心
- フィンランドでは、国を挙げて自殺予防対策に取り組み、自殺死亡率が低下

（資料5）

自殺予防対策に関する基本的な行政上の課題

- ① 自殺予防対策に関する国全体の取組方針を早急に策定すること。
- ② 国、都道府県、市町村及び関係機関における自殺予防対策に関する役割を明確にすること。
また、地域において、都道府県、市町村、関係機関及び関係団体が連携して自殺予防対策に取り組めるような枠組みを設けること。
- ③ 予防（プリベンション）にとどまらず、危機介入（インターベンション）及び事後対策（ポストベンション）を組み合わせた自殺予防対策に取り組むこと。

< 2 自殺に関する統計及び自殺の実態の把握 >

(1) 自殺の動向に関する統計の一層の活用

【有識者意識調査結果】

- ・ 現状の統計などによる実態把握では、自殺予防対策の推進には不十分と回答（7割以上）
- ・ 自殺の原因・動機により細かな分類を要望（上記の6割以上）
- ・ 警察による都道府県の自殺に関する統計の公表を要望（上記の約5割）

現状又は問題点

- 厚生労働省の「自殺死亡統計」は、自殺予防対策に十分に活用されず、改善の余地あり
- 警察庁の「自殺の概要資料」は、自殺の原因・動機により詳細な情報の公表について、工夫の余地あり
- 都道府県警察による公表は区々

(資料6)

個別の行政上の課題

- ① 「自殺死亡統計」について、その実施時期、集計項目を充実すること。(厚生労働省)
- ② 「自殺の概要資料」について、自殺の「原因・動機」をより細かな分類で公表すること。また、各都道府県版の作成及び公表を行うこと。(警察庁)

(2) 統計以外の自殺予防対策のための自殺の原因・背景の解明

【有識者意識調査結果】

- ・ 自殺予防対策に必要な研究として自殺事例の実態把握（約6割）

現状又は問題点

- 厚生労働省による、これまでの自殺予防に資する観点からの自殺未遂者又は自殺者の遺族等を対象とする自殺の実態把握は十分ではない
- ごく一部の県、救急医療施設、精神保健福祉センター、市町、保健所、大学等では、限定的であるが、未遂者又は遺族に対する実態把握の取組事例あり

(資料7)

個別の行政上の課題

- 自殺予防に資するような、心理学的剖検法などによる自殺の実態把握について、遺族等へのケア等の課題も考慮しつつ、具体的な方策を講ずること。(厚生労働省)

< 3 自殺予防対策事業 >

(1) 自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発

【有識者意識調査結果】

- ・ 様々な手段により、自殺予防に関する国民の理解の促進が必要（7割）

現状又は問題点

- 厚生労働省による国民に対する普及・啓発の取組は限定的
 - 調査した47都道府県のうちの半数以上、14政令指定都市のほとんどが住民に対する普及・啓発の取組なし
 - フィンランドや英国は、国民向けに自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発の取組
- (資料8)

個別の行政上の課題

- 関係府省等との連携を図り、多様な手段、媒体を通じて、広く国民を対象とした自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発に早急に取り組むこと。(厚生労働省)

(2) 自殺に関する相談内容の実態把握等

現状又は問題点

- 厚生労働省は、精神保健福祉センターや保健所が受けた自殺に関連する相談件数等を把握せず
 - 一部の精神保健福祉センター等を除き、自殺に関する相談の件数や内容を自殺予防対策に役立てる取組なし
 - 調査した精神保健福祉センター、保健所等の一部に電子メールでの相談を受け付けているところあり（9か所）
- (資料9)

個別の行政上の課題

- ① 自殺予防対策に活用できるよう、精神保健福祉センター及び保健所の精神保健に関する相談の件数、内容等を把握、集計できるよう措置すること。(厚生労働省)
- ② 関係行政機関等の相談窓口における電子メールの活用の可能性について検討すること。(厚生労働省)

< 4 自殺未遂者及び自殺者の遺族への対応 >

【有識者意識調査結果】

- 自殺未遂者について、未遂の原因分析の仕組み、救急医療機関による地域の精神保健機関との連携によるケアの仕組み、自殺者の遺族等について、民間団体の活動の支援、相談窓口の設置等が必要

現状又は問題点

- 厚生労働省による自殺未遂者及び自殺者の遺族等に対するケア、自殺予防の取組はこれまでなし。遺族支援を行っている民間団体もこれまで把握せず
- 自殺未遂者及び自殺者の遺族等に対するケア、自殺予防の取組は、一部の精神保健福祉センター、遺族支援を行っている民間団体又は救急医療機関のみ

(資料 10)

個別の行政上の課題

- ① 自殺未遂者に継続的なケアを行うため、地域における救急医療機関と精神科医、保健所等関係機関、医師会等との連携による対応方を講ずること。(厚生労働省)
- ② 自殺未遂者及び自殺者の遺族等に対する具体的な支援方策(ケアに関する情報提供、関係者の研修、相談窓口の充実等)を検討すること。(厚生労働省)

< 5 児童生徒に対する自殺予防対策 >

【有識者意識調査結果】

- 自殺予防の観点から、児童生徒向けの対策が必要と回答(6割以上)

現状又は問題点

- 文部科学省は、児童生徒の自殺予防を主たる目的とする取組は行っていないが、命を大切にする教育を実施
- 一方、教職員を対象として、独自に児童生徒の自殺予防対策に取り組んでいる都道府県教育委員会あり(16都道府県教育委員会のうち7)

(資料 11)

個別の行政上の課題

- ① 学校における児童生徒の自殺予防の取組の在り方について、早急に調査研究を開始し、その成果の普及を図ること。(文部科学省)
- ② 学校における自殺予防の取組に資する情報を収集し、都道府県教育委員会を通じて、関係者に提供すること。(文部科学省)

[本件連絡先]

総務省行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : わた なべ しん いち 渡 辺 信 一 (内線 : 9064)

総括評価監視調査官 : ほそ かわ のり あき 細 川 則 明 (内線 : 2499)

上席評価監視調査官 : た なか ひで と 田 中 英 人 (内線 : 2626)

電話 (直通) 03-5253-5440

(代表) 03-5263-5111

FAX 03-5253-5436

Eメールアドレス kans2035@soumu.go.jp